

件名: vol.010 「健康診断費用」について・・・

■ □
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2016年10月7日配信
■ □ vol.010

みなさん こんにちは！

だんだんと秋が深まってきました・・・。

スポーツの秋
行楽の秋
食欲の秋
芸術の秋
読書の秋

何をするにも快適な季節です。。。

また、ハロウィンもすっかり市民権を得てきましたね・・・。

今年のハロウィンは 10月31日 です！

皆さんは、仮装などして楽しんだりされるのでしょうか？

ところで、ハロウィンではどうして今日行われているような
仮装をするのでしょうか？

もともとハロウィンは、キリスト教の「万聖節」の前夜祭だそうで、
ハロウィンは死者の魂がこの世に戻ってくると考えられ、
あの世へ連れて行こうとするのだそうです・・・
そこで、お化けの格好をすることで魔物の仲間だと思わせるのだそうです。
仮装はしませんが、日本のお盆と少し似ていますよね・・・。

今年の10月31日は平日ではありますが、
毎年盛大になっていく仮装行列の様子等が映し出される
ハロウィンのニュースを楽しみにしてみたいと思います・・・。

と、言いたいところですが、、、、
先月から次々と台風が発生し、なかなか天候には恵まれない日々が続いています。
台風情報などにも、気を付けながらお過ごしくださいませ。。。

10月こそは、秋らしい晴天が続いてほしいものですね・・・。

それでは、今月のお役立ち情報です・・・
さて、今月は、税務に関してのお役立ち情報をお届けしたいと思います。。。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように
心掛けていきたいと思ひます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。
ご希望の方はこちらへ
↓↓↓

Tel : 080-5447-1040 担当 : 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel : 080-5447-1040 担当 : 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題 : 「健康診断費用」について・・・

今月は、「健康診断費用」についてお話したいと思います。

会社の就業規則などで、
「一年に一回、健康診断を実施する」と取り決めしている会社は多いと思います。
その場合、当然のことながら健康診断費用は会社が全額負担していますよね。。
(従業員が払っている会社は少ないと思います。)

これって、経費(損金)でOK?

通常はOKです。

↓↓↓↓

人間ドックの費用負担

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/03/03.htm>

ただし、

①役員のみ会社もあると思いますが、
この会社が負担した健康診断費用は給与課税になります。

また、

②従業員は健康診断、役員は人間ドック、脳ドックなど、、、と、
内容に大きく差をつけて実施した場合も、その差額部分は給与課税になります。

給与課税となると、ご存知のとおり、定期同額給与の範疇に入りませんので、

法人税 加算
所得税 給与加算

で、ダブルパンチになってしまいます。(泣)

そうならないために、

- ①全社員を対象にすること(ある年齢以上などの規程を設けるのはOK)
- ②全社員分の費用を会社が負担すること
- ③常識の範囲内の健康診断にすること

を満たした健康診断にしてくださいね!!

(重要)

ちなみに、税務調査で健康診断の否認を受けたら(上記の赤字)、
旅費規程の話を持ち出してみてください。

日当 → 役員 五千円 / 従業員 参千円
新幹線 → 役員 グリーン車 / 従業員 一般車

飛行機 → 役員 ビジネス / 従業員 エコノミー

上記はすべて旅費規定に定められていれば、給与課税はありません。
そのため、ある程度の差はOKと思います。

ということで、

いくら以上がダメで、いくら以内ならOKか、根拠を示してもらってください。

旅費の差がよくて、健康診断の差がダメな理由を示してもらってください。

はたして根拠があるのでしょうか・・・？

根拠がなければ否認できません。

ご参考にしてくださいね！！

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者のお名前とメールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
